

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見

2017年11月10日

一般社団法人日本損害保険協会

<意見の対象>

- | |
|------------------------------|
| 第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上 |
| 2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設 |
| (2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲 |

<意見>

「制度の対象とする第三者と情報の範囲については、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別的に検討するアプローチを基本とする」という中間試案の補足説明の考え方を支持する。その上で、必要性の観点からは、預貯金債権以外の債権を対象とすることについては慎重に検討すべきと考える。
--

<理由>

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の意義は、「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性を向上させる」ことを通じて「金銭債権についての強制執行の実効性を確保する」ことにあると理解している。この観点からは、制度を設けなくとも差押えをすることができる債権を対象に含める必要性は大きくなく、上述した中間試案のアプローチは合理的である。
--

また、「我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発する」といった「探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている」現状に鑑みると、制度を新設しなくとも「債権者が債権差押命令の申立てをすることが可能な場合が少なくない」と考えられる。

「中間試案」においては、「金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設ける」旨の提案がなされており、部会の審議では、「取扱店舗を限定しなければ差押えできない」という特殊性等が、その必要性の根拠に挙げられている。一方、(注)においては、「債務者の株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方」が紹介されている。この(注)が、損害保険契約に基づく債権を対象に含める趣旨かどうか判然とはしないものの、仮に今後この点を検討するのであれば、損害保険契約には、「情報取得の必要性」に関して前述したような特殊性がない点に加え、「強制執行の実効性」に関して、いわゆる掛け捨て型の保険が大半であり、払い戻される額が小さいものが多い点に留意していただきたい。

以上